

令和4年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月5日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	小宮山 定彦 君	9番議員	朝 倉 国勝 君
2 〃	大 森 茂彦 君	10 〃	滝 沢 幸映 君
4 〃	祢 津 明子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
6 〃	大日向 進也 君	12 〃	西 沢 悦子 君
7 〃	玉 川 清史 君	13 〃	塩野入 猛 君
8 〃	栗 田 隆 君	14 〃	中 嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 3番議員 山城 峻一 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	大 井 裕 君
総 務 課 長	臼 井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
住 民 環 境 課 長	竹 内 禎 夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内 弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	関 貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海 聡 子 君
まち創生推進室長	清 水 智 成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 優 子 君
保健センター所長	細 田 美 香 君
子 ども 支 援 室 長	細 田 美 香 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 4 7 号 令和 4 年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について
- 第 7 議案第 4 8 号 令和 4 年度クレーン付きトラック売買契約の締結について
- 第 8 議案第 4 9 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 9 議案第 5 0 号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 第 1 0 議案第 5 1 号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 2 号 坂城町情報公開条例の制定について
- 第 1 2 議案第 5 3 号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 1 3 議案第 5 4 号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 5 5 号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 5 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 7 号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 5 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 5 9 号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 6 0 号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 6 1 号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 6 2 号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 6 3 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 2 3 議案第 6 4 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 4 議案第 6 5 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、3番 山城峻一君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君、11番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月6日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めましておはようございます。本日ここに、令和4年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、先月14日から全県に「医療非常事態宣言」が発出されておりますが、その後も新規陽性者数は全国的に増加しており、特に長野県では、患者のための確保病床使用率が70%を超えるなど、医療への負荷が増大している状況が

続いております。

町におきましても、学校や保育園、ご家庭等での感染が発生しており、改めて手指消毒や室内の小まめな換気等の基本的な感染予防の徹底と早めのワクチン接種の実施を検討していただくよう周知をしているところであります。

また、ワクチン接種につきましては、文化センター大会議室において集団接種を実施しているところであり、従来ワクチンを上回る効果が期待されているオミクロン株対応ワクチンの接種を10月31日から開始しております。

オミクロン株対応ワクチンは、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象としており、鹿教湯病院のご協力をいただく中で、11月末現在で、4,168人が接種を受けられております。

年末年始を安心して迎えていただくためにも、まだ接種がお済みでない方には、早めの接種をお願いいたします。

また、テクノハート坂城協同組合による「職域接種」におきましても、町外・外国籍を含む企業従業者を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施いたしました。

これまでの職域接種と同様、上田市の川西医院にご協力いただき、先月11日から25日までの間、延べ5日間にわたり、19社、636人に対してワクチン接種を行ったところであります。

各企業の職場における蔓延防止と企業活動の継続の観点から、接種の効果を期待するところであります。

さらには、今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。

町では、比較的抵抗力が低い中学生以下のお子さんのインフルエンザ予防接種に対する費用の一部を助成しております。1回の接種につき上限額を1千円として助成を実施しており、対象の皆さんにはお知らせを送りしております。

また、65歳以上の高齢者につきましても、1千円の自己負担で接種が受けられるよう助成を行っております。

インフルエンザ予防接種は来年の1月末が接種期限となりますので、早めの接種をお願いいたします。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは住宅ローン金利の上昇が住宅需要を大きく抑制した中で、コロナ禍からのリバウンドが続く輸送や飲食・宿泊などを中心に個人消費が増加し、良好な雇用環境も消費の下支えとなる中、7～9月期の実質GDPは前期比年率プラス2.6%と3四半期ぶりにプラスに転じております。

また、中国においても、7～9月期の実質GDPは前期比年率プラス3.9%とプラス成長

が続いているものの、ゼロコロナ政策による活動規制などの影響等により、内需を中心に回復の勢いは緩慢となっております。

ヨーロッパにおいても、ユーロ圏の7～9月期の実質GDPが前期比年率プラス0.7%と4～6月期のプラス3.3%から伸びが鈍化しており、プラス成長は維持しつつも景気の減速がうかがえる状況となっております。

次に国内の状況であります。内閣府による11月公表の速報値によりますと、7～9月期の実質GDPの成長率は前期比年率マイナス1.2%と4四半期ぶりのマイナス成長となり、4～6月期のプラス4.6%と比べ、急減速した形となっております。長期化するウクライナ侵攻などに起因する物価高騰の影響などにより個人消費が停滞したことに加え、輸入の伸びが輸出の伸びを大きく上回ったことで、GDPを押し下げた状況となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した「金融経済動向」では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いている。」との観測であります。

当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は11社、マイナス6社、変わらない2社、売上げについてもほぼ同様で、日銀松本支店の観測同様、持ち直しの動きが続いている状況がうかがわれます。

また、雇用については、7～9月の実績が総計で21人の増となっており、来年4月の雇用予定についても、13社が増員、6社が減員分の補充を予定しており、全体では106人の増員と、回復に向けた展望がうかがえる状況となっております。

一方で、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料をはじめとする物価高騰の傾向が続いており、町民生活への影響が懸念されるところであります。町といたしましては、各種支援策を実施するとともに、国際情勢の安定と経済のさらなる回復を願うところであります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに今議会へ上程する議案等の主な内容について申し上げます。

本年6月の定例会で議決をいただきました「坂城町温泉施設改修工事」につきましては、順調に工事が進み、先月18日には議員各位にもご臨席いただきまして竣工式を迎えることができました。

また、19日には、びんぐし湯さん館がリニューアルオープンし、新設の展望デッキは町の眺望を楽しみながらの多目的な利用が期待されるとともに、広さがこれまでの倍となり、床暖房も整備されたレストランでは、地域の大人数での集まりや、企業の皆様にも利用していただきやすくなりました。

工事の期間中、ご理解、ご協力をいただきました利用者や地域の皆様をはじめ、工期内に工事を完成されました業者の皆様には改めて感謝を申し上げますとともに、町民の皆様の健康増進と交流促進の拠点として、一層のご利用、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

また、7月にテクノさかき工業団地内にオープンしました「テクノさかきストリートパーク」のスケートボードエリアに、新たに大型セクションの「ミニランプ」を設置いたしました。

このセクション設置に併せ、10月30日に「スケートボード&ミニランプ体験会」を開催いたしました。

体験会では、町スケートボード協会の皆さんによるデモンストレーションと、安全にスケートボードやセクションなどを利用するための説明や、ミニランプの体験会を行いました。

体験会には、親子連れや中高生など約50名が参加し、それぞれのレベルに合わせてスケートボードを楽しんでいただきました。

これから寒さが増してまいります、けがなどに注意していただき、3×3ストリートバスケットとともに、大勢の皆様にご利用いただきたいと思います。

また、秋に入り新型コロナウイルス感染症の状況が若干落ち着いたことから、開催方法等工夫する中で、様々なイベントが再開されました。

10月22日、23日には、「第50回文化祭」を、武道館と文化センターを会場に開催いたしました。

作品展示につきましては、書道や写真など、24団体、508点の作品が武道館に展示され、町国際交流協会が交流を続けているワルシャワ日本語学校を通じてお借りした、ポーランドへ避難したウクライナの子どもたちが描いた絵も展示されました。

また、芸能公演は文化センター大会議室で行われ、16団体、213名の皆様が出演し、コーラスやハーモニカ、ダンスなど日頃の練習の成果を発表いただきました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、一般の方の入場を制限して開催した芸能公演の様子は、上田ケーブルビジョンにて昨日放映され、ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう対応したところであります。

ウイズコロナのイベントとして、令和2年度から引き続き開催されております「さかきオンラインワインセミナー」の第4弾が10月30日に開催されました。今回は、教材用にワインとチーズのセットを参加者の自宅にお届けし、町内及び県内外から、定員である80名の方にお申込みいただき、「ワインとチーズのペアリング」をお楽しみいただいたところであります。

また、先月10日には、3年ぶりに「令和4年度坂城町戦没者追悼式」を坂城テクノセンターで執り行い、戦没者のご遺族をはじめ関係者の出席の下、さきの大戦において犠牲になられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしました。

私たちは、戦没者の貴い犠牲の上に今の平和と繁栄を享受しております。戦争から学んだ多

くの教訓と平和の尊さを改めて認識したところであります。

さて、今回で14回目となる「ねずみ大根まつり」が先月12日午前、さかき地場産直売所「あいさい」及び坂城インター線沿いのねずみ大根の畑で開催されました。

当日は天候にも恵まれ、直売所ではねずみ大根をはじめとする農産物等の販売に加え、新酒ワインやテイクアウト用のランチの限定販売なども行われ、約550名のお客様にご来場いただきました。また、ねずみ大根収穫会場におきましても、関東圏など県外の方を含め、町内外から約350名の来場があり、例年以上の盛況ぶりとなりました。

また、同日午後には、さかきテクノセンターを会場に「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2022」が、女性団体連絡会と男女共同みんなの会で構成される実行委員会により開催されました。

「すべての女（ひと）と男（ひと）が輝くまち」をテーマに、男女共同参画の視点で、『「単なる長寿」から「健康寿命」へ、そして「活動寿命」へ。』と題し、世界最高齢のプログラマーとして世界的に活躍されておられる、ITエヴァンジェリストで、デジタルクリエイターの若宮正子さんを講師にお迎えし、年齢を感じさせないエネルギッシュな活動の様子や、経験談などを力強くご講演いただきました。

また、一昨日、3日には、坂城テクノセンターで「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたしました。

今回は、坂城小学校4年生による人権活動の発表と、記念講演としてパラリンピック競泳金メダリストの成田真由美さんを講師にお招きし、「自分の可能性を求めて」と題した講演をいただきました。成田さんは、講演を通して障がい者や障がい者スポーツの周知活動を続けられており、13歳で下半身不随という重い障がいを抱えながらも、23歳から始めた水泳でパラリンピックに出場した思いや、ご自身の体験談などをお話いただきました。

この集会により、町民の皆様とともに人権意識の高揚と、福祉への理解をさらに深めることができたものと考えております。

町が開催するイベントや行事につきましては、今後も、新型コロナウイルス等の感染状況を注視する中で、感染対策の徹底や開催方法を工夫するなどしながら、できるだけ開催する方向で検討してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大やロシアによるウクライナ侵攻、円安など様々な要因により、エネルギーや食料品等の価格が高騰し、町民の生活や町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしております。

こうした影響を受ける町民や事業所等を支援する事業について、早急な対応を図るために、10月20日付で一般会計補正予算（第5号）を専決処分する中で実施をさせていただいたところであります。

具体的には、国の補助により、住民税非課税世帯等に対して物価高騰による負担を軽減するため5万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」とともに、県の補助により、国の給付金の対象にならない住民税所得割非課税世帯等に対し支援金3万円を支給し、家計の負担を軽減する「生活困窮世帯緊急支援金事業」について予算化し、町において給付事務を進めております。

また、町の独自事業といたしまして、「子育て世帯物価高騰支援事業」を行い、物価高騰の影響を受ける町内の子育て世帯に対し、児童・生徒1人につき1万円を支給する事業を実施するほか、物価高騰などにより、事業活動に影響を受けている町内福祉事業所等を対象に、安定的なサービスの提供と事業継続を図るため、「医療・福祉サービス事業者物価高騰支援事業」を実施し、医療機関及び入所系福祉施設に対しましては10万円を、居住系通所施設に対しましては5万円を支給いたします。

また、町内私立幼稚園に対しましても、「私立幼稚園物価高騰支援事業」として、活動を支えるため10万円の支援金を支給してまいります。

あわせて、「マイナンバーカード普及促進事業」を実施し、来年1月末からスタートする、全国のコンビニエンスストア等で住民票や印鑑証明書等の各種証明が取得できる「コンビニ交付」を周知するとともに、マイナンバーカードの普及と取得促進に向けて、2月末までにカードを取得した方にプリペイドカード2千円分を進呈し、コロナ禍における非接触による証明書の交付をはじめとした利便性の向上とデジタル化の推進につなげてまいります。

さて、国道18号バイパスの整備促進についてであります。10月11日に、新型コロナウイルス感染症の状況が一時小康状態となったことから、急遽、私と小宮山議長並びに千曲市長、千曲市議会議長とともに「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として地元国会議員、国土交通省、財務省に対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してきたところであります。

また、主要地方道県道坂城インター線につきましましては、県が事業主体として国道18号からテクノさかき工業団地までの区間について、平成27年度に事業着手し、令和5年度末の完成を目指し、今年度は町道との取付け部の下層路盤工事や、道路の築造工事が実施されているところであります。

また、昨年度、予備設計に着手しました現在の工事区間の西端から、千曲川を渡り国道18号バイパスに接続する区間につきましましては、今年度、地形測量による地形図をベースに、線形や基本計画がまとまりました。これを受けて、先月21日に網掛公民館で、29日には中之条公民館で、地権者の皆様を対象に道路計画の説明会を行い、計画の説明を行ったところであります。

インター先線につきましましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城イ

ンターチェンジへのアクセスが飛躍的に向上するとともに、交通混雑の緩和や産業等の活性化などに寄与する大変重要な路線であります。

国道18号バイパスとともに、国や県等、関係機関に対し、事業区間の早期完成と未事業化区間の早期着手について、引き続き要望活動を展開してまいりたいと考えております。

さて、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、意欲ある高齢期の職員の能力を活用しつつ、次の世代にその培った経験などを継承するため、定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢の導入などの「いわゆる定年延長」の制度が設けられたところであります。

町職員を含む地方公務員につきましては、国家公務員の制度を基準として、その運用を条例で定めることとされており、令和5年度からの運用開始に向けて、全国の自治体で対応が進められております。

当町におきましても、今議会に関係条例の議案を上程し、所要の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてであります。歳入につきましては、今年度の地方創生臨時交付金の交付額がほぼ固まったことから、本補正予算に計上し、先行して実施している「さかきのお店応援券事業」や「スタンプラリー消費回復応援事業」、「中小企業等事業継続支援金事業」など、新型コロナや物価高騰支援関連の事業の財源として充当してまいります。

また、歳出につきましては、同交付金を財源の一部として、電気や灯油など燃料高騰分に対する支援及び工事期間中のびんぐし湯さん館への営業制限に係る運営の支援として、指定管理者である町振興公社への負担金を計上したほか、昨年度の医療費負担金の確定を受けて、後期高齢者医療保険事業に係る療養給付費負担金について増額計上しております。

あわせて、春先の繁殖期に間に合うよう「飼い主のいない猫 不妊去勢手術費補助金」を新たに計上いたしました。また、雨漏りが生じている町立図書館の屋根塗装、雨どい等の防水工事費についても予算化し、対応を図ってまいりたいと考えております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、工事等の契約関係2件、広域連合・一部事務組合の規約改正が2件、条例の制定・改正が12件、一般会計・特別会計補正予算が3件の計20件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施しました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和4年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は、11月30日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて、町長、教育長、議長にそれぞれ提出いたしております。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査は、この報告書の7ページにつづられておりますが、坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。

監査の対象として、次の六つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町工業地域開発事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計。それぞれの会計について、令和4年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に併せまして、地方自治法第199条第5項の規定による監査として、令和4年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。

監査の期間は、令和4年10月18日から28日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和4年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受け、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じまして各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

この監査基準によりますと、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされております。

地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。①住民福祉の増進に役立っているか。②最少の経費で最大の効果を上げているか。③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。④予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告いたします。

まず、総論になりますが、令和4年度の予算につきましては、実施計画に沿って執行されておりました。

また、主要事業の執行状況については、長引く新型コロナウイルスの影響を受ける事業もありましたが、事業全般としては積極的な取組がなされていると認識いたしております。

また、事務事業の内容及びその執行の内容は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、各論になりますが、令和4年度の執行状況を数値で表示しています。一般会計において、収入済額の予算現額に対する割合は43.6%で、前年に比較して2.5ポイントの減、支出済額の予算現額に対する割合は36.4%で、前年比2.7ポイントの減となっております。いずれも前年対比減となっておりますが、分母となる予算現額が前年に対し5億8,521万4千円増額しているためであり、それに伴って収入済額及び支出済額も増加しておりますが、比率は減少しております。

一般会計の歳出における予算の執行状況は、おおむね予定どおり行われていると言えます。なお、年末に実施されるものが多くありますので、執行割合は記載されている数値となっております。

特別会計については、令和4年度は工業地域開発事業特別会計が新たに算入されているため、歳入歳出のそれぞれの合計額については、前年比ポイント増となっております。

次に、令和4年度の町税の徴収状況であります。

9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は16億6,145万4千円で、前年に比較して4,395万2千円の増となっております。

その中で主な税目であります町民税について、個人町民税は収入済額が現年分にして3億4,664万7千円で、前年と比較して1億3,000万8千円の減となっております。

また、法人町民税につきましては、収入済額が現年分で3億138万6千円で、1億3,417万3千円の増となっております。個人住民税の減少分を法人町民税で補っている形となりました。

一方、固定資産税は調定額にして13億1,548万2千円で、前年に比較して7,307万2千円の増であり、収入済額は8億8,160万8千円で、前年に比較して3,486万5千円の増となっております。

3番ですが、主要事業とその執行状況については、年間計画に従い執行されておりますが、コロナ禍にあって、また、物価の高騰などにより一部の事業に影響を受けているものも見られます。

また、工事の執行状況につきましては、工事等検査箇所調書として、報告書の6ページにつづられております。その記載の箇所をそれぞれ現地に赴き検分いたしました。いずれも予定どおり執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとに記述してあります。

記述することの重みを考えますと項目は少なくなります。記述に至らなかった事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思います。

以上で定期事務監査のご報告といたします。

議長（小宮山君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（小宮山君） 日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第48号 令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、順次ご説明申し上げます。まず、専決第13号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,792万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億6,193万1千円といたしましたものであります。

歳入の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に対する国庫支出金7,756万円、生活困窮世帯緊急支援金給付事業に対する県支出金1,640万円、財政調整基金からの繰入金4,396万1千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、急激な原油価格・物価高騰等により影響を受けている町民及び事業所の支援といたしまして、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る経費7,756万円、県の生活困窮世帯緊急支援金給付事業に係る経費1,640万円、町独自の事業として18歳までの子ども1人当たり1万円を給付する子育て世帯物価高騰支援事業に係る経費2,250万円、町内の福祉サービス事業所、医療機関及び私立幼稚園に対して、物価高騰支援助成金を支給する事業に係る経費275万円、1月末にスタートするコンビニ交付を周知するとともに、マイナンバーカードの取得者にプリペイドカードを配布し取得の促進につなげるマイナンバーカード普及促進事業に係る経費1,871万

1千円をそれぞれ増額したものであります。

次に、議案第47号「令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年5月議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた坂城インター先線関連下水道管路移設工事の変更に係るものであります。

変更内容といたしましては、マンホール底部のインバートコンクリートの施工において、既設下水道管の流量が多く、施工が困難なため、仮設排水管を設置し対応を図ること、また、近接する事業所へ出入りする車両の安全性を確保するため、交通誘導員の増員配置が必要となったことに伴い、工事費の増額をお願いするものであります。

これに伴い、請負金額を変更前の6,600万円に59万4千円を増額し、6,659万4千円に変更するもので、契約の相手方は株式会社笠井建設であります。

最後に、議案第48号「令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成2年に配備し、32年が経過したクレーン付トラックを新たな車両に更新するための売買契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額は927万763円で、契約の相手方は有限会社鈴木商会であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第13号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 歳出の4ページですが、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の報酬、共済費、それから報償費等人件費関係が載っているんですが、この内容ですね。いつ頃の内容、何日、何人でというような、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、07001、報償費のほうですが、マイナンバーカードの普及促進やプリペイドカード1,600万計上してあります。この見積り状況、事前に終わった人には、もうプリペイドカードを配りますよというのがありますし、これからやってみる人たちには、そのときに

多分それと一緒に配るんですかどうか、その辺ですね。これは、今までやった人はどのくらいで、これからやる人はどのくらいの予定をしているか、その辺をお聞きいたします。以上です。

住民環境課長（竹内君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、一般職非常勤職員の業務内容でございますが、マイナンバーカード交付のための受付申請及び実際のカードの交付事務に携わる業務を行うこととしております。

続きまして、職員については、会計年度任用職員 1 名を採用させていただきました。期間は 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 5 か月間でございます。

続きまして、プリペイドカードの内容でございますけれども、枚数 8 千枚分ということで、1 人 2 千円分ということで計上させていただいております。なお、この中で事前に交付した人数ということで、10 月 31 日現在で既にカードを取得している方には郵送でお送りするというので、この枚数は約 6, 100 枚でございます。

これから交付される方については、残りの 1, 900 枚ということになりますので、この方につきましては、カードの交付、役場で交付を行った際に、来庁された際にお一人ずつお配りするというので行っているところでございます。以上です。

13 番（塩野入君） 今お聞きしました。マイナンバーカードに携わる人 1 人と、こういうことでありますが、どんな仕事、どういうことをこの人は仕事の内容が組まれているんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、プリペイドカードですが、これからこの人たちが進めていくわけですが、住民環境課、それぞれみんなで進めていくんですが、3 月までどういうふうに進めていくのか。そのスケジュールですね、それをお聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） それでは、最初に職員の業務内容のご質問でございますけれども、現在、マイナンバーカード、申請したカードにつきましては、J-LIS といまして、カードを発行する機関のほうから、順次申請した方へのカードが送られてきております。その方に対して、カードが来ましたので、役場で交付の手続きを取ってくださいという通知を申し上げて、その方について、順次こちらのほうで対応してカードを交付するというので、実際にはカードが来た際には、カード交付の際に登録する暗証番号の設定ですとか、そういったことをしていただいて、カードを交付するという仕事の内容になります。

続きまして、2 月、3 月のスケジュールということになりますけれども、今、マイナンバーカードの交付ということで、かなり多くの方にお見えいただいている状況でございます。カードの交付が、2 月末までにカードの交付を行った方にプリペイドカードを差し上げるという内容になっておりますが、今後カードの交付に見える方が多くございますので、そういった方のカードの交付事務の対応に当たらせていただきたいと思いますと考えております。

大変失礼しました。今後のスケジュールとすると、マイナンバーカードを 2 月末までに申請

していただくと、プリペイドカードを交付するということもありますが、順次カードの受付はしてまいりますので、今後、町民の皆様方にも交付の啓発のPRをする中で受付のほうを順次進めていくということで、カードの交付については、3月までがピークというふうに考えておりますが、それ以降も当然のことながら順次受け付けてまいる予定でございます。

2番（大森君） ただいま、塩野入議員の質問と事業の件でございますけれども、款2、項3、節1ということで、戸籍住民基本台帳一般経費についての説明の07001マイナンバーカード普及促進プリペイドカードというこの事業についてお尋ねいたします。

まず1点ですが、私はこれは大事な事業だと思いますので、本当はこれは臨時議会をきちんと開いてやるべきものを専決で決めていくということは、あまりにも無謀なやり方ではないかというふうに思います。特に期末手当などを決定するときには、11月末ぎりぎりのところでも臨時議会を開いているわけですね。そういう努力をぜひしてもらいたいと思います。一言、それを申し述べます。

このマイナンバーカードを取得するにあたって、当初は何の付与もなかったわけですね。ところが、申請、そしてカード取得が非常に進まないということで、最大2万円を付与するという事業で、これならもうみんな飛びついてくるだろうということで始めたと思うんですが、これもやっぱり駄目だったと。じゃあ今度はプリペイドカードで何とか皆さんに申請していただき、取得してもらおうということなんですが、こういうやり方自体が一つの事業をまずい点にしているんじゃないかというふうに思います。

ですから、まずこの点、申請・取得が進まない原因は何か、この点についてまずお尋ねしたいというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

住民環境課長（竹内君） ご質問のマイナンバーカードの普及が進んでいない理由というご質問でございますが、現在、交付率が約47%という状況でございます。なかなか全国的に普及が進んでいないという状況かと思いますが、理由とするといろんな理由が考えられるわけですが、やはり来庁された皆さんのお話を聞くと、やはりまだマイナンバーカードの必要性が感じられていないといった意見ですとか、個人情報漏えいするのではないかなというふうな、そうした個人情報に関する、危惧するような内容の声をお聞きしている。こういったことが進まない原因なのではないか。

また、国のほうの制度自体も、まだしっかりと、これからどんどん普及していくわけですが、先ほど申し上げましたように、現時点では、まだマイナンバーカードを取得する意味といいますか、そういったものを感じられないというのが一番の原因かと感じるところでございます。

総務課長（臼井君） マイナンバー関係の普及促進事業につきまして、専決処分とした理由といたしましては、まず国が啓発をしている12月31日、こちらが一つの期限であるということ

がありますので、一日も早く、こういった普及事業を実施いたしまして、町民の皆さんに一人でも多くカードの取得をしていただくといった時間的な観点が一番ということでございます。

2 番（大森君） それぞれご答弁をいただきましたが、結局はマイナンバーカードがやっぱり信頼されていないということが大きな原因ではないかということと、もう一つは、緊急にプリペイドカードを付与すると。もう何だか行き当たりばったりな制度をつくっていくと。

もうこれ以上、本当に信用できないんじゃないかなというふうに思うんですが、やはり一日も早くと言われても、こういう重要な問題については、やっぱり臨時議会を開くということがぜひ必要であったというふうに思います。我々の全協で説明されたとき以後、臨時会は幾らでも開けたのではないかとこのように思いますが、そのことも指摘いたしまして、この質問については終わります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）承認」

◎日程第6「議案第47号 令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第48号 令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 次に、日程第8「議案第49号 上田地域広域連合規約の変更について」から日程第24「議案第65号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」までの17件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第49号から65号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第49号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上小医療圏域内での二次救急医療の完結に向け、現広域計画において、複数の項目にある地域医療対策に係る事項を分離・統合し、広域計画の中に明確に位置づけ、事業の一元化を図ること、また、斎場の利用区域の廃止に伴い、上田市上田にある大星斎場と、上丸子にある依田窪斎場に係る市町村区域と負担割合を統一することに伴い、上田地域広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更する主な内容につきましては、広域連合が処理する事務及び広域計画の項目等の条文に掲げる病院群輪番制病院に係る補助事業の項目について、より広範な事業に対応できるよう地域医療対策事業に改め、また、別表のうち、大星斎場及び依田窪斎場の対象市町村を上田市、東御市、青木村、長和町に改めるとともに、建設費に係る負担割合の記載を削除し、管理運営費の負担割合を人口割１００％と改めるものであります。

議案第５０号「東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、東北信市町村交通災害共済事務組合理約に定める事務所の位置を変更することについて、当該組合の構成団体で協議するにあたり、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

変更の内容といたしましては、事務局体制の充実を図るため、令和５年４月１日をもって事務所の位置を長野市から東御市に変更するものであります。

次に、議案第５１号「坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和５年４月１日に施行されることに伴い、当該法律において条例での規定が委任されている事項に関して規定する施行条例を新たに制定するものであります。

条例の内容といたしましては、個人情報の開示請求に係る手数料等について、コピー代や郵送代などの実費のみを請求者が負担すること、また、開示請求等の不作為に関して審査請求があった場合に、坂城町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問を要するものと規定するものであります。

続きまして、議案第５２号「坂城町情報公開条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止することに伴い、当該条例で規定していた情報公開に関する部分について、個別の条例として制定するものであります。

条例の内容といたしましては、現在条例で規定している情報公開に関する規定内容と同様に、町の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等の公開請求に係る手続や公開方法について規定するものであります。

また、非公開情報として、法令等に規定により公開できない情報、個人に関する情報、民間の法人その他に関する情報などを規定するものであります。

次に、議案第５３号「坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、坂城町情報公開及び個人情報保護に関す

る条例を廃止することに伴い、当該条例で規定していた情報公開及び個人情報保護審査会に関する部分について、個別の条例として制定するものであります。

条例の内容といたしましては、現在の条例で規定している審査会に関する規定内容と同様に、情報公開請求及び個人情報の開示請求等に係る審査請求について調査審議する機関として坂城町情報公開及び個人情報保護審査会を規定し、この審査会の設置・運営等に関する事項について規定するものであります。

続きまして、議案第54号「坂城町職員の降給に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、職員の定年年齢が延長されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任や、60歳を超える職員の給料月額7割措置によって職員の意に反する降給が生じることから、地方公務員法の規定により、これらの降給に関し本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、降給ができる場合として、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職から非管理監督職への降任による降給や、60歳を超える職員の給料月額7割措置を対象とすることを定めるものであります。

議案第55号「坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、職員の定年年齢が延長されることに伴い、60歳を超えて常勤として働く職員の働き方のニーズに対応するため、申出により勤務時間の一部について休業の取得を可能とする高齢者部分休業制度に関して規定する本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、60歳到達後の最初の4月1日以後において、家族の介護や地域ボランティア活動等に従事するため、勤務時間の半分を上限として部分休業の取得を可能とするものなどであります。

議案第56号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係条例に関して所要の整備を行うものであります。

主な内容といたしましては、職員の定年年齢が延長されることなどに伴い、関係する用語の整理のほか、法律や条例改正に伴う条ずれを改めるものなどであります。

議案第57号「坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員と同様に地方公務員の定年年齢が延長されることから、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、定年の年齢を令和５年度から２年ごとに１歳ずつ引き上げ、段階的に６５歳とするよう改めるほか、６０歳に到達した管理監督職を非管理監督職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制の導入、６０歳に達した以後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制の導入に係る改正などであります。

続きまして、議案第５８号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和５年４月１日に施行されることに伴い、国家公務員と同様に地方公務員の定年年齢が延長されることから、６０歳を超える職員の給与に関して国家公務員との均衡の原則に基づき、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、６０歳を超える職員の給料月額を、６０歳前の７割に当たる水準とし、また、管理監督職であった職員が管理監督職勤務上限年齢制に伴う降給により二重の引下げとなることから、調整額を支給し調整を図るものなどであります。

続きまして、議案第５９号「坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の改正に合わせ、町議会議員及び町長選挙に係る選挙運動費用について、公費負担する限度額に関して一部見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料に係る１日当たりの単価、並びに、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る１枚当たりの単価をそれぞれ引き上げるものであります。

続きまして、議案第６０号「坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和５年１月３１日から、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の店舗における印鑑登録証明書の交付を開始するにあたり、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、印鑑登録の証明を受けようとする者が店舗の多機能端末を使い、印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするものであります。

議案第６１号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、本条例で引用する総務省令の規定内容に合わせ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、町が参画する上田広域産業活性化協議会が平成２９年１２月２２日に国から同意を得た長野県上田地域基本計画の促進区域において、固定資産税の課税が

免除されるための総務省令に規定する対象施設の設置期間を、同意日から起算して5年以内から令和5年3月31日までに延長するものであります。

次に、議案第62号「坂城町体育館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町体育館の耐震改修及び大規模改修工事の実施にあたり、照明設備のLED化及び空調設備の整備、ボルダリング設備の新設に伴い、当該施設の使用料等について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、体育館の使用につきまして、照明施設等の部分使用が可能となることから、アリーナ部分の半面使用の区分を新たに設定するとともに、使用料について全面使用の場合の半分の金額を設定するものであります。

また、体育館の照明に係る使用料につきまして、照明設備が水銀灯からLED照明に更新となるため、1時間当たりの照明使用料金を940円から420円に見直しを行うとともに、名称を電気料から照明使用料に改正するものであります。

なお、アリーナ部分を半面のみ使用する場合は、照明使用料については100分の50を乗じた額とするものであります。

また、新たに空調設備を整備したことに伴い、施設の使用料に冷暖房使用料を追加いたします。冷暖房使用料につきましては、昨今の電気料金の変動等に対応するため、別途実費相当額を徴収することといたしております。

加えて、体育館ステージ壁面に設置いたしますボルダリング施設の使用料区分を新たに追加し、体育館アリーナ部分の専用をせず、ボルダリング施設のみを使用する場合は、1人につき1時間100円の使用料を徴収することを追加するものであります。

議案第63号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,296万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、81億489万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方創生臨時交付金などの国庫支出金1億8,462万3千円、町債として、緊急自然災害防止対策事業債660万円をそれぞれ増額し、基金繰入金5,117万7千円を減額するものであります。

歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金2,740万円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,434万9千円、苅屋原落石防止対策工事に要する増額費用660万円、図書館屋根塗装・防水工事995万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金1,300万円をそれぞれ増額するものであります。

また、昨今の原油価格・物価高騰等による公共施設等の光熱水費・燃料費に対して、

4, 039万円を増額するとともに、令和5年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第64号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,133万3千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計などからの繰入金38万円を増額し、歳出につきましては、総務費33万円、保険料還付金5万円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えをするものであります。

最後に、議案第65号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,658万6千円とするものであります。

歳入につきましては、広域連合からの保険料還付金2万2千円を増額し、歳出につきましては、被保険者への保険料還付金2万2千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から11日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時40分）

